**公社林の活用等に関する要領**

制定　平成27年5月28日

改正　令和５年１月24日

**(目　的)**

第１条　この要領は、公益財団法人秋田県林業公社（以下「林業公社」という。）定款第４条（１）（分収造林及び分収育林に関すること）の分収林契約地（以下「公社林」という。）における入林、林産物の採取、立木の伐採及び土地の使用並びに林業公社業務方法書第14条（持分の処分等）、第15条（契約の解除）（以下「公社林の活用等」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

**(承認願等の提出)**

第２条　公社林の活用等をしようとする者は、次の承認願、協議書及び届出書を理事長へ提出するものとする。

(１)公社林入林承認願（様式第１号）

調査及び測量等を実施するため、公社林に入林しようとするとき。

(２)公社林林産物採取届出書（様式第３号）

公社林の下草、落葉、落枝及びきのこ類など、売払い見込みのないものを無償で採取しようとするとき。

(３)公社林作業（変更）承認願（様式第５号）

公用、公共用、公益事業及び公共事業（以下「公共事業等」という。）の用に供するため、又は専ら林業の用に供するため、公社林の立木や立竹の伐採、土地の形質の変更等をしようとするとき。

(４)公社林契約解除協議書（様式第９号）

公共事業等、又は専ら林業の用に供するため、公社林の全部若しくは一部を解除しようとするとき。

(５)公社林処分協議書（様式第11号）

公社林の土地所有権及び分収権を第三者に処分（相続を含まず）しようとするとき。

(６)公社林変更契約協議書（様式第13号）

公社林の分筆等に伴う地番変更や区域面積の確定等をしようとするとき。

なお、契約解除及び処分に係る変更契約については、それぞれの協議書により処理するものとする。

(７)公社林相続届出書（様式第15号）

公社林を相続したとき。

(８)変更届出書（様式第17号）

公社林契約の変更を必要としない、軽微な変更（住所、電話番号、法人の代表者等）をしたとき。

２　第２条（３）の公社林作業（変更）承認願には、秋田県暴力団排除条例に基づく誓約書

（以下「誓約書」という。）（様式第６号）を添付しなければならない。ただし、次に該

当する者が承認を願い出るときは、この限りではない。

また、国、地方公共団体と契約を締結中の者は、その契約書等の写しにより、誓約書の

添付に代えることができるものとする。

(１)　国、地方公共団体、その他公共団体及びこれらの団体の出資により設立された法人

(２)　公益法人及び主務官庁の認可により設立する法人（森林組合連合会、森林組合、学校法人、医療法人、社会福祉法人、ＪＲ、ＮＴＴ等電気通信事業者、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、生活協同組合、農業協同組合等）

３　理事長は、前項の誓約書により取得した個人情報を、必要に応じて秋田県警察本部刑事部長に照会（様式第８号）するものとする。

**(承認等)**

第３条　理事長は、第２条（２）の公社林林産物採取届出書の提出があり、届出内容が公社林の経営に支障がないと認められるとき、また第２条（７）の公社林相続届出書の提出があったときは、必要な条件を付して受理通知書（様式第４号、16号）を交付するものとする。

２　理事長は、前項以外の承認願又は協議書の提出があったときは、実情を調査し、承認又は承諾することが適当であると認められるとき、必要な条件を付して承認通知書（様式第２号、７号）又は承諾通知書 （様式第10号、12号、14号）を交付するものとする。

３　理事長は、前項の承認又は承諾に際し、原則として「公社林管理運営審査会」の意見を聴くものとする。ただし、第２条２（１）、（２）に該当する者による承認願又は協議書の提出があった場合や、以前に同様の内容により「公社林管理運営審査会」に意見を聴いた案件の場合については、省略することができるものとする。

また、第３条の受理に際し、必要があると認めたときは「公社林管理運営審査会」の意見を聴くものとする。

**(立木補償金の徴収)**

第４条　公社林の活用等に際し、公社林内の人工林立木に損害が生ずる場合は、補償金を徴収するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の事業について、無償とすることができるものとする。

(１)　治山及び林道事業

(２)　林業経営のため作設される作業道

(３)　その他特に公社林経営に寄与すると認められる公共事業等

**(立木補償金の算定)**

第５条　立木の補償金は、次により算出される額及び調査費の合計額とする。

(１)　標準伐期齢以上の立木及び標準伐期齢未満の立木で市場価格のあるものについては、市場価逆算式により算出される価額とする。

(２)　前項に掲げる立木以外で人工植栽した立木については、10年生未満は林木費用価、11年生以上はグラーゼル近似式により算出される価額とし、林木評価基準表を毎年度作成するものとする。

(３)　第５条（２）による取扱いが適当でないと認められる場合は、その都度定めるものとする。

(４)　調査費については、林木評価基準表において定められた金額とする。ただし、公共事業等の用に供する場合で特段の事情がある場合は、調査費を免除することができるものとする。

附　則　　この要領は、平成27年６月１日より適用する。

附　則　　この要領は、平成30年６月１日より適用する。

附　則　　この要領は、平成31年４月１日より適用する。

附　則　　この要領は、令和４年４月１日より適用する。

附　則　　この要領は、令和５年１月24日より適用する。